

4. 治山事業について

保安林指定森林における森林整備

京丹波町内の森林面積約25,000haの内、水を育んだり土砂崩れなどの災害防止を目的として、保安林の指定を受けている森林面積が9,200haあります。その機能を維持するために、京丹波森林組合では府営事業と水源林造成事業を活用し、森林整備を実施しています。

(1) 治山事業

※ 保安林指定森林での人工林（スギ・ヒノキ）を対象

① 本数調整伐（間伐）

暗くなった林内の生育不良木等を伐採することにより、保存木の生育を促し、林内に適度な陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、伐採木は下流域への流出防止のために、切株や保存木に等高線状に集積。

施 工 前

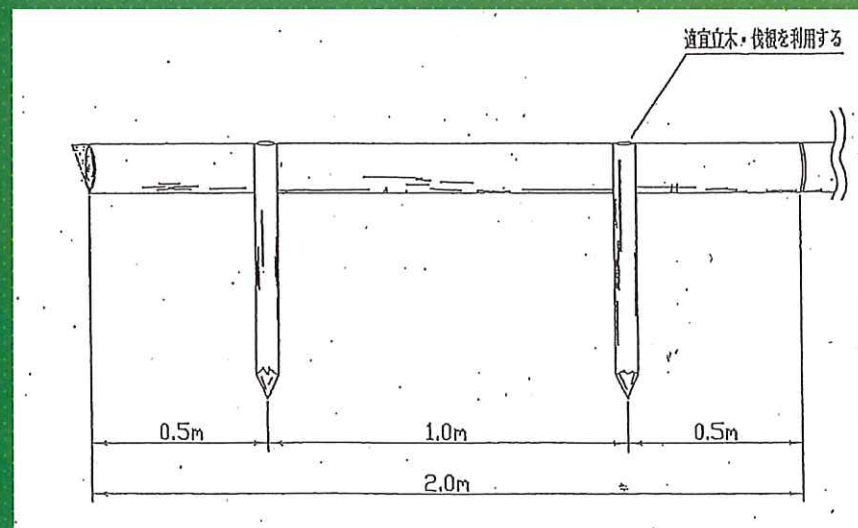
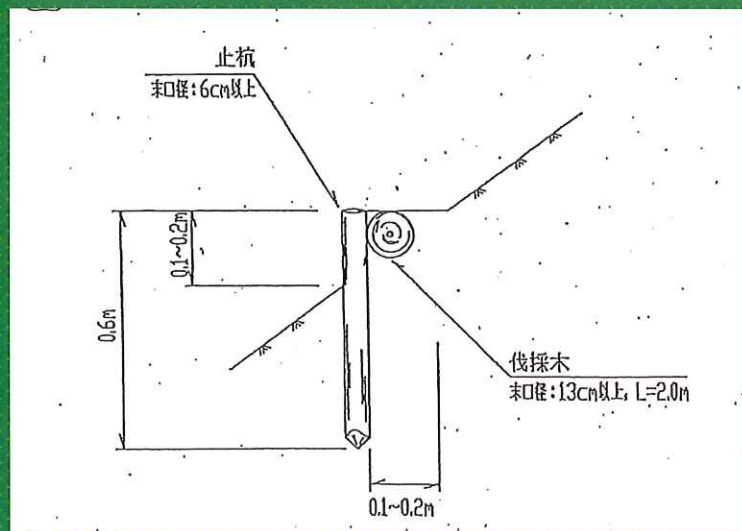


施 工 後



② 丸太筋工

本数調整伐の集積が困難な区域では、伐倒した材を2mの丸太と0.6mの杭にして、丸太を等高線状に並べて、杭を打ち込んで止める。これにより、山腹斜面の表土流出を防止することで、早期に林床植生を回復させることができます。



② 丸太筋工



(2) 未来へつなぐ安心・安全の森づくり整備事業

近年記録的な豪雨の発生による災害が全国各地で発生し、森林においては流木による災害の拡大が大変危惧されています。

「京都府豊かな森を育てる府民税」を活用した府営事業で、流木による被害を防止・軽減するため、森林域の流路部の立木の伐採や堆積した流木を撤去することで、水の流れが美しく見える安全な溪流となりました。

施工前



施工後



施工前



施工後



施工前



施工後



水源林造成事業（分収造林事業）

※保安林指定森林での広葉樹を対象

枯れ松等により森林が荒廃し、生活に必要不可欠な水の安定供給と、山地災害から生命・財産を守るために必要な、公益的機能の低下した保安林を対象に、針葉樹林へ計画的な樹種転換によって、公益的機能が高度に発揮される森林を造成しています。

平成18年以降契約地（合併後）

地区名	箇所数	植栽面積 (ha)
和知	2	23.90
丹波	2	36.41
瑞穂	4	37.10
合計	8	97.41

※平成30年度まで

富田松尾事業地



質美下村事業地



今後について…

林業推進委員様の区内の森林におきまして、先程説明いたしました事業の対象になるのでは？と思われましたら組合の方へご連絡を下さい。

また、流木等の処理を行います『未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業』につきましましては、京都府への要望期限が令和元年10月31日と定められておりますので、組合へは1ヶ月前までにお申し出ください。

組合で現地調査を行って、事業が採択される様に要望を行います。

そして保安林内の広葉樹を対象としました『水源林造成事業』（分収造林事業）につきましても、組合までお申し出頂きましたら、組合で森林の状況等調査を行い、その内容を区内の役員様等へ説明できるよう計画いたしますので、よろしくお願いいたします。